

議第56号 呉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）による国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の一部改正に準じて、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

呉市職員退職手当支給条例（昭和38年呉市条例第15号。以下「条例」といいます。）では、職員の退職手当の額が雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」といいます。）所定の失業等給付の額を下回る場合に、その差額を退職手当として最低保障する旨を定めています。この度の法の一部改正により、失業等給付の拡充が行われたことに伴い、当該拡充に対応した所要の規定の整備を行うものです。

(1) 個別延長給付の創設（公布の日から施行）

法の基本手当支給日数を延長することができる特例に、個別延長給付の規定が創設されたことに伴い、条例において一定の心身状況にある者や災害により離職した者の個別延長給付に係る規定を追加するとともに、平成34年3月31日までの期間において、雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を延長する暫定措置に係る規定の整備を行うものです。

【基本手当の支給日数を延長することができる特例】

内容	要件	法	条例
訓練延長給付	公共職業訓練等を受講する場合	第24条第1項	第14条第10項第1号
<u>個別延長給付</u>	<u>自己責任でない解雇をされた者で、一定の心身状況（難治性疾患等）にあるものや災害により離職したものが、職業指導を受けることが適当であると認めた場合</u>	<u>第24条の2第1項</u>	<u>第14条第10項第2号</u>
広域延長給付	職業紹介が困難な地域に居住する場合	第25条第1項	第14条第10項第3号
全国延長給付	全国的に失業状況が悪化した場合	第27条第1項	第14条第10項第4号

(2) 移転費の支給対象の追加（平成30年1月1日施行）

法において移転費（再就職先等が遠方にあるため住所又は居所の変更を伴う場合に支給される引越費用等）の支給対象が拡大されることに伴い、条例において特定地方公共団体等から職業紹介等を受けた者を追加する規定の整備を行うものです。

【移転費の支給対象】

現行の内容	改正の内容
公共職業安定所が紹介した職業に就職する等のために住所又は居所を変更する必要がある場合	公共職業安定所、 <u>特定地方公共団体又は職業紹介事業者</u> が紹介した職業に就職する等のために住所又は居所を変更する必要がある場合

3 施行期日

公布の日。ただし、第14条第11項第5号の改正規定及び付則第3項の規定は、平成30年1月1日

4 新旧対照表

現行	改正案
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) その者が任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合</p> <p><u>(2) その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</u></p> <p><u>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</u></p> <p>(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p>
<p>(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合</p>	

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合

1 1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所

の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

1 2～1 7 (略)

付 則

1～1 1 (略)

(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合

1 1 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

1 2～1 7 (略)

付 則

1～1 1 (略)

1 2 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第14条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定め、雇用保険法附則第5条第1項に規定

る理由により就職が困難な者であつて、
する地域内に居住し、かつ、任命権者が
同法第24条の2第1項第2号に掲げる
同法第24条の2第1項に規定する指導
者に相当する者として規則で定める者に
基準に照らして再就職を促進するために
該当し、かつ、任命権者が同項に規定す
必要な職業安定法第4条第4項に規定す
る指導基準に照らして再就職を促進す
る職業指導を行うことが適当であると認
ために必要な職業安定法第4条第4項に
めたもの（アに掲げる者を除く。）
規定する職業指導を行うことが適当であ

ると認めたもの とする。